

広島市地域生活支援拠点等

- 1 地域生活支援拠点等とは
- 2 広島市の概要
- 3 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要
- 4 機能の内容と具体的な状況
- 5 申込・登録状況
- 6 登録者の状況
- 7 地域生活支援拠点等における支援の事例と取組
- 8 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針



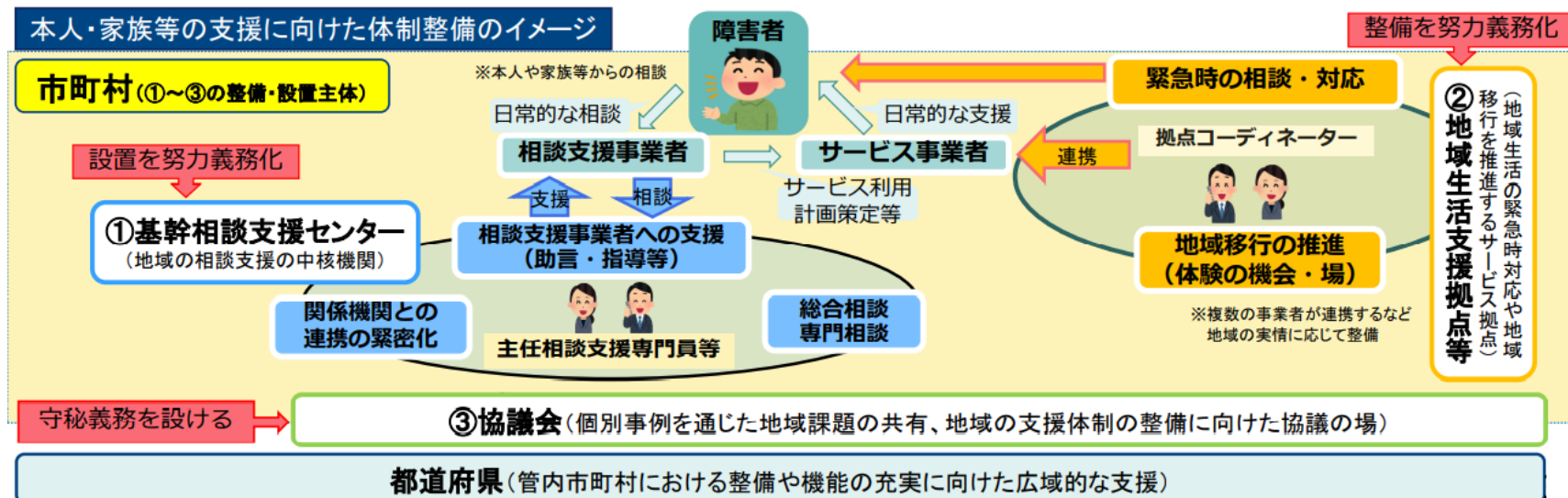
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
(令和 7 年 1 月)

1 地域生活支援拠点等とは

- 地域生活支援拠点等とは、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制。地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担う。
- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や介護を行う者の障害、疾病等のため、介護を行う者による支援が見込めない事態等（緊急事態）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うもの。

法改正後に示された、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、協議会の連携の概念図

令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられた。市町村の地域生活支援体制整備の要として、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会が示され、地域生活支援拠点等の連携の要として、拠点コーディネーターの配置が強調された。



2 広島市の概要（令和6年11月末現在）

区別の障害者数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数

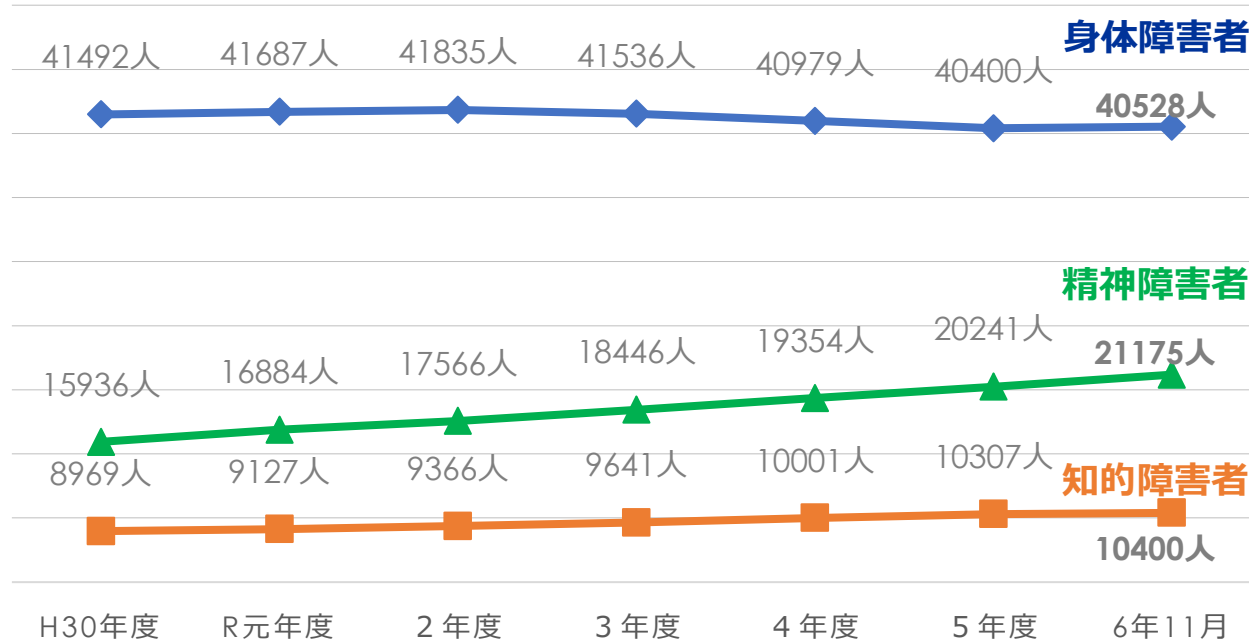
総人口1,174,071人

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	全市	人口比
身体	4,976	4,386	5,027	6,006	7,001	5,756	2,726	4,649	40,528 区不明1名	3.45%
療育	1,071	1,110	1,310	1,526	1,996	1,482	713	1,192	10,400	0.89%
精神	2,668	2,142	2,569	3,838	3,743	2,533	1,421	2,261	21,175	1.80%

障害者数の推移

各年度末

5年度末との比較



128人増

934人増

93人増

3 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 平成27年度、国の基本方針を受けて検討を開始
- 自立支援協議会の相談部会で地域生活支援拠点等の方向性を明確化
- 第5期広島市障害者福祉計画（平成30年度～令和2年度）の目標により、平成30年3月から各区障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）で順次事業を開始し、令和5年12月に全区に設置完了

整備類型

- 面的整備型（地域体制整備コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を中核とし、専門機関が連携を図る面的整備）

概要

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する
- 基幹センターに配置されたコーディネーターが、基幹センター職員と一体となって業務を行う
- 現状の社会資源や制度を活用しながら、「相談」、「緊急事態の受け入れ・対応」、「地域の体制づくり」の3機能の整備に主に取り組む
- 緊急時の受け入れは、原則事前登録制とし、緊急時の受け入れ・対応体制の整備を行う

4 機能の内容と具体的な状況

- ・ 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、**居住支援のための機能をもつ場所や体制**
- ・ 居住支援のための主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」であり、これらを効果的に実施するために「地域の体制づくり」を行う

相談

（機能の内容）…国が示す内容

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（具体的な状況）…当市の主な状況

- ・ コーディネーター及び基幹センター職員等が、事前登録者を対象として、夜間・休日の時間外においても連絡体制を確保

緊急時の受け入れ・対応

（機能の内容）

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（具体的な状況）

- ・ 事前登録者に対する具体的な対応方法を記載した緊急対応プランを作成
- ・ 介護者又は保護者が急病の場合や、単身世帯で体調不良に陥った場合等に備え、短期入所等における緊急受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応、短期入所等の体験利用の促進等の業務
- ・ 緊急短期入所受入加算に該当する受入調整をした際の手数料を活用

体験の機会・場の提供

（機能の内容）

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行支援や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む）

（具体的な状況）

- 施設入所の見学や短期入所等のサービスの利用体験利用の支援

専門的人材の確保・養成

（機能の内容）

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

（具体的な状況）

- 区自立支援協議会地域部会等において事例検討会や勉強会を開催

地域の体制づくり

（機能の内容）

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（具体的な状況）

- 事前登録者に関する機関や事業者等と連携し、登録者の障害や状況に応じた支援を行う機関に確実に繋ぐ仕組みづくり
- 地域生活を支援するため、地域団体等と障害者等との橋渡し
- 地域で孤立している障害者等の把握や支援に繋げていくとともに、地域住民等による障害者等の支援・見守り体制の構築、必要な資源の開発の促進
- 区の地域性や社会資源の状況等に対応するため、区自立支援協議会地域部会において、具体的な実施方法等について検討

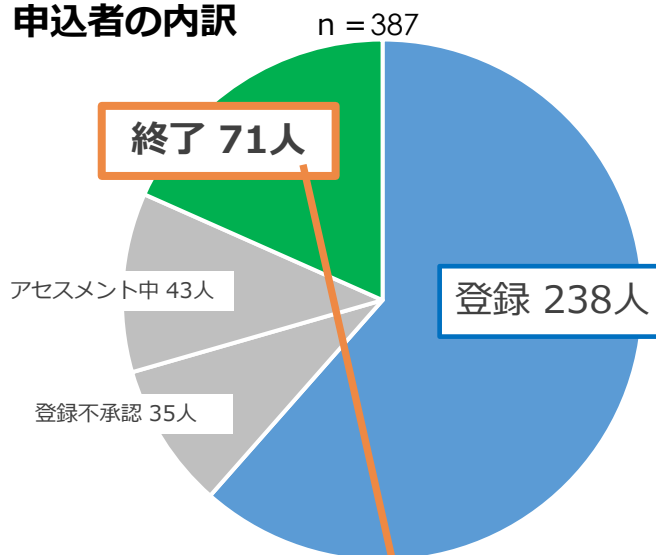
5 申込・登録状況（令和6年12月末時点）

区	事業開始	申込者	登録
中区	R2.10	6 3	5 2
東区	R5.7	1 2	6
南区	R4.7	2 6	1 6
西区	H30.3	8 2	5 1
安佐南区	R5.12	1 9	1 2
安佐北区	R3.7	5 3	2 5
安芸区	R1.10	7 1	4 6
佐伯区	R2.10	6 1	3 0
計		3 8 7	2 3 8

（令和5年12月末） 2 1 7 人

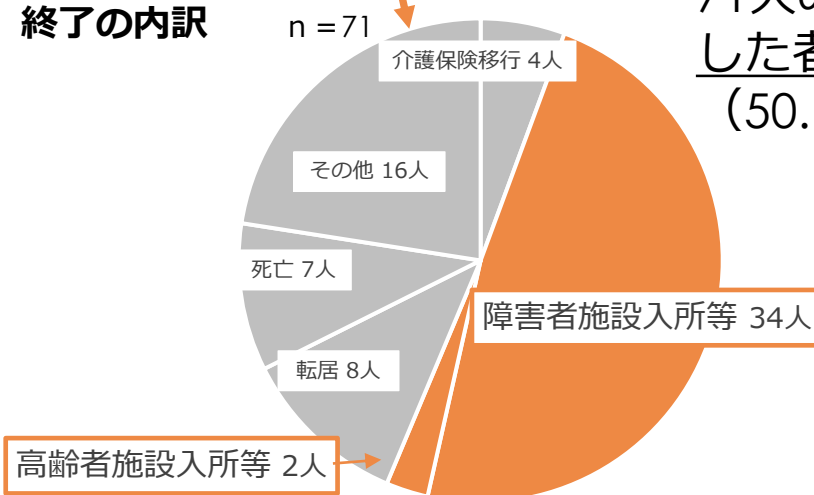
※申込者は、業務開始から現在までの総申込者数

申込者の内訳



申込者387人の
うち登録は238人
(61.5%)

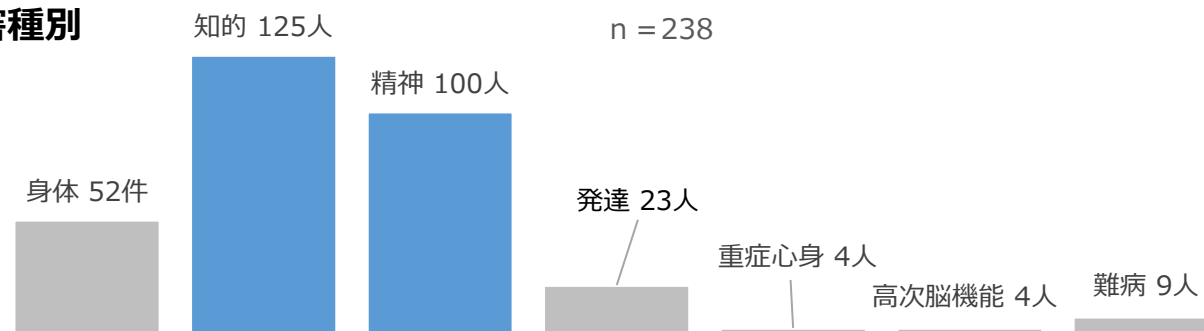
終了の内訳



支援が終了した
71人のうち入所
した者は36人
(50.1%)

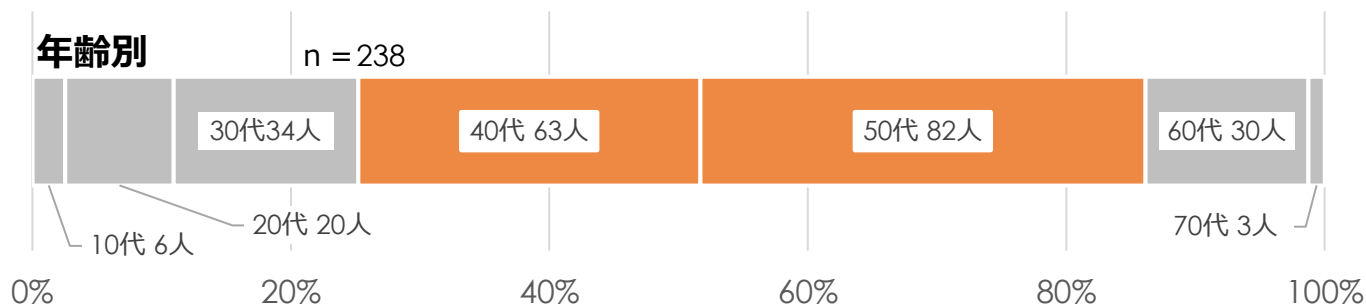
6 登録者の状況（令和6年12月末時点）

障害種別



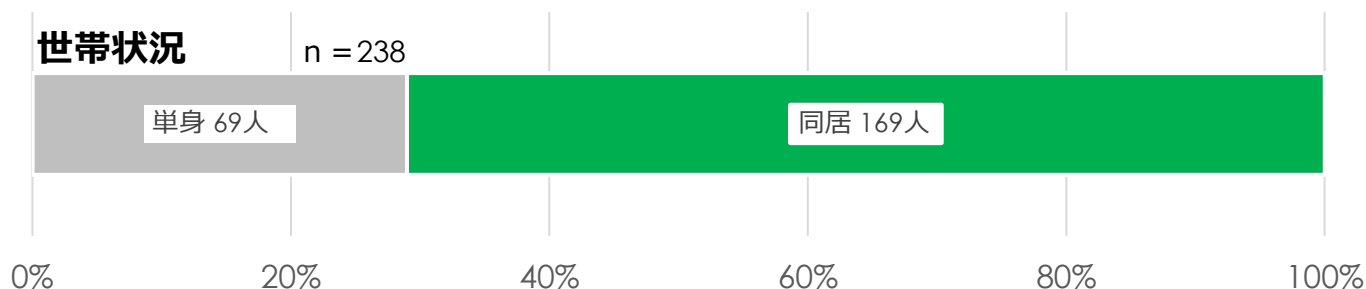
登録者238人のうち、知的が125人（52.5%）、精神が100人（42.0%）

年齢別



登録者238人のうち、40代と50代が145人（60.9%）

世帯状況



登録者238人のうち、同居が169人（71.0%）

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（中区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状・取組

- ・緊急時にショートステイ利用が必要な方の場合、事前に見学・契約・体験を実施している。
- ・基幹の受託法人がショートステイを実施しているため、緊急時の受入を依頼しやすい。実際に何度か利用した。
- ・他のショートステイ事業所も、体験利用をすることで利用者も事業者も慣れてきて、緊急時の利用・受入を調整しやすくなっている。
- ・親亡き後に福祉サービスを受けて在宅生活の継続を希望される方には、親のいる時から第三者の支援を受けることを経験してもらうため、家事援助の利用を勧めている。調理や掃除など本人の不得手な家事を支援。
- ・日中の通所先や社会参加の場のない方に、社会参加の場を提供している。「音楽を楽しむ集い」を毎月開催中。
- ・今年度は、本人の急な体調不良や入院への緊急対応が多かった。支援者間で協力しながら対応した。

主な事例

- ・両親と暮らす知的障害・自閉症、区分5の青年。子どもの頃から飛び出しが多く、目が離せない状態のため冠婚葬祭時や親の急病時が心配と相談があり登録。ショートステイに慣れるため、他の利用者がいる時間帯に本人と家族が来所し、少しずつ滞在時間を増やしていく取り組みを2年近く続けた結果、利用者や職員とも顔なじみになり、契約につながった。いざという時には本人も適応力を発揮するだろうとの見解が担当者会議で出された。

- ・小学生の本人が安心して過ごせるショートステイ事業所と契約し体験利用を繰り返している例もある。万一に備えて、もう1か所のショートステイとも契約済。
- ・日常的な不安や希死念慮の強い方について、主治医や親族を含む支援者間で日常的に連絡しあう体制をつくりタイムリーに対応中。緊急時の入院体制も整えた。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状・取組

- ・緊急対応プランと緊急時連絡票を作成する段階でSOSの発信方法を確認し、近隣住宅への駆け込みが必要な方は、地域の方に協力を求めている。その場合、直接支援を依頼するのではなく、拠点事業担当者にまず連絡していただくことを頼んでおり、協力をいただけている。
- ・中区は、現在の事前登録者52名中、すでに家族のいない単身世帯が23名、家族との同居者29名。どちらも本人の高齢化、障害の重度化に伴い、今後の暮らし方に対する希望や不安・課題は多様であり、福祉面のみでの対応では安心した暮らし方が見通せない傾向がある。住まいのこと、孤独死への不安、相続・・・等、多様な課題があり、これらを支援するため、成年後見制度や居住支援、相続関係等の専門機関とも連携し、緊急対応プランに盛り込むなどの相談対応、支援体制づくりが必要と思われる。
- ・相談支援専門員のついていない方31名。障害福祉サービスや訪問看護等いずれも利用していない方が13名あり、緊急対応プランの作成及び支援内容等を模索中。

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（東区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- ・ 平時の緊急時に、短期入所施設等の受け入れ先に空きが無い場合、受け入れ先が確保できるまで、当法人のホームで預かるなど柔軟に対応ができる。
- ・ 夜間の緊急時に、受け入れ予定先に空きが無い場合や、利用を断られた場合は、当法人のホームで専門職が一晩見守る等ソフトな緊急体制をとることができる。
- ・ 医療的ケア児者への対応については、東区基幹センター内に医療的ケア児者に対するコーディネーターが配置されており連携しやすい。
- ・ 東区は、土砂災害等の危険区域が多いため、短期入所施設等が少なく新たな設置が無いのが現状で、他区の短期入所施設等を利用している状況にある。しかし、他区の短期入所施設等を利用した場合、東区内の日中活動先の送迎に支障をきたすことが想定でき、利用地域が限定されることとなる。

取組

- ・ 申請書類の記入については、これまでは事前登録時に本人又は家族等に申請書類を記入してもらっていたが、記入に時間や日数が多くかかったり、誤りが多く生じていたので、それを改め地域体制整備コーディネーターが聴き取りで作成することとした。効果としては、事前登録が迅速となった。

主な事例

- ・ 母の入所先である特養の職員から「母以外には身寄りのない56歳（男性）が生活保護を受け一人暮らしをしている。脳梗塞の後遺症により言語や手足が不自由だが、障害者手帳もなく引きこもっているため今後の生活が心配」との相談があった。介護保険制度の利用を考え、地域包括支援センターや区地域支えあい課等関係機関と協議を行った。本人の年齢から障害者手帳の

申請や障害福祉サービスの利用等を検討することとなった。本事業の対象者とし、グループホームの見学や短期入所施設等の体験から進めることになった。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- ・ 東区基幹センターでは、地（学）区社協や町内会・自治会、民生委員児童委員等が活動を通して把握した地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、助言等を行うと共に、必要に応じて支援関係機関に繋ぐことができる体制の整備に向けて取り組んでいる。
- ・ 東区の「戸坂ともいきネット」は、東区の戸坂地区で活動している地域ネットワークで、地域住民や専門機関が協力して、地域全体が元気になるための活動を行っている。具体的には、住民主体の活動や多機関の協働、多世代の連携を推進している。このネットワーク会議へ地域体制整備コーディネーターも参加し連携体制の構築に向けての取組を行っている。
- ・ このネットワークは、区内の他の圏域にはない。

取組

- ・ 月1回「戸坂ともいきネット」が戸坂福祉センターで開催されている。
- ・ 参加されている学区社協の役員や民生委員、地域包括支援センター、関係行政機関等から、それぞれの立場での意見交換や、困難ケースに対応できている案件や、対応できていない案件等を出し合う場があることで、本事業を推進するうえでの課題や社会資源の活用及び開拓が期待できる。

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（南区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- （相談）計画相談が付いていない方を主として支援体制の構築を行なっている。相談支援に結び付いていない方が多く、相談支援事業所が需要に対して供給が追いついていない。
- （緊急）家族、短期入所、ヘルパー事業所等の支援調整で対応するが支援調整が難しい場合、グループホームの体験利用で調整を図った。相談支援をはじめとした福祉サービスの受け皿が不足している。

取組

- 地域包括支援センターや地域住民との連携にて世帯で支える支援体制を目指して取り組んでいる。

主な事例

- 90代の母親と60代の息子の世帯で地域包括支援センターと連携し、世帯単位での支援の調整を図った。
- 高齢の母親への依存が強く引きこもりの方び、繰り返し面接し、週1回の通所に繋がった。
- 父親が介護保険施設に入所した後も、自宅での生活が続けられるよう、グループホームの体験、公共交通機関での通所の練習などの調整を図った。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- 当法人に地域包括支援センターがあり、高齢、障害のネットワークが作りやすい。南区にある5箇所の地域包括支援センターとの連携から、世帯を支える繋がりがある。面的整備型として地域で支える障害福祉サービスや資源が不足している。地域住民、民生委員などと定期的な交流が持てていない。

取組

- 地域へ出向き、事業の周知をした。関係機関の勉強会へ積極的に参加し、障害福祉サービスや制度、基幹、拠点等の説明を行なった。
- 拠点事業で繋がりのある地域住民から、高齢者や障害者宅へ不審な訪問販売があったと情報提供があり、地域包括支援センターや警察署へ報告と相談を行なった。
- 8050問題、親亡き後などの障害、高齢の共通課題が、関係機関との連携から現時点では拠点登録に結び付きにくいケースにも気軽に相談をして頂ける関係性と協力体制が出来つつある。

③相談支援事業所への対応

- 緊急時や親亡き後などについて、どこまで家族で対応が可能なのか、障害者本人がどのように考えているのか話し合うことを第一に提案している。緊急度によっては、短期入所、グループホームを探すだけでなく、自宅で過ごすことも選択肢として提案した。その際には、訪問介護、重度訪問介護、通所、民間サービス（配食など）等の利用調整をした。

④取組の課題や対応策

- 相談支援、短期入所、ヘルパーなどが不足している。
- 登録すれば親亡き後は、親の代わりに定期的に訪問や施設入所の対応してもらえると期待された家族からの相談がある。
- 地域部会等で定期的に事例報告をし、課題や対応について地域課題として協議、検討をする。
- 基幹、委託、地域包括支援センター、行政等と連携し対応する。
- 地域住民、当事者やその家族とのつながりの中で情報収集されることも多い。コーディネーターの周知のため地域に出向いて広報活動を継続的に行なう。

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（西区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- 支援者との連携により、緊急時対応について多角的な視点から課題を探ることができている。一方、短期入所先は選択肢が限られ、日常的な利用も移動や事業所事情等でハードルが高い。「体験の場」のサポートがなかなか進まない現状がある。

取組

- 緊急時を想定した対応プランを実現するための課題対策（短期入所先の複数確保、緊急サービス利用時の事前準備など）は生活の安心感や「親亡き後」を考えるきっかけになっている。

主な事例

- 「イライラし、自傷行為や他害行為に及びそうになる」という相談に対し、傾聴と助言にて落ち着いてもらうことができた。
- 同居の甥が他界したが、本人だけでは諸々の対応が難しいため、通所先の支援者、相談支援専門員、親戚等の協力を得ながら、警察対応、葬儀などの対応をした。
- 同居の母親の介護や入院に関する精神的負担や不安についてその都度傾聴することで、親亡き後について自ら検討することができ、必要な準備を自ら進めている。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- 定期的な緊急対応プランの見直しを通じ、支援機関等との連携を丁寧に行っている。また、緊急連絡があった際の具体的な対応については、本人・支援者等と一緒に振り返りを行い、緊急時対応における課題整理や連携体制の見直しを行っている。

取組

- 障害福祉サービス利用に係る担当者会議の中で、緊急対応プランの確認も併せて行いながら、緊急時や将来に対する家族や支援者の不安等を引き出せるようアプローチしている。支援者との情報共有も丁寧に行うことで多角的に本人の生活をアセスメントでき、本人・家族の希望や課題、支援方針の共有に役立っている。

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（安佐南区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- ・ 区内の短期入所事業所が区地域部会に参加されているため、連携がとれやすく、緊急受入についての了解が得やすい。
- ・ 同居者が1名（2人暮らし）の場合、同居者自身が緊急搬送と同時に支援者に対してSOSをする必要があり、同居者自身のケアの保障と登録者の安全確保を同時にとれるかが課題。
- ・ 計画相談がついていない未登録者へのアプローチが課題。

取組

- ・ 「Net119緊急通報システム」等、支援者やプランに頼りすぎず、本人のストレングスを見極めながら体験・練習を行っている。
- ・ 必要に応じて24時間体制（基幹・特定相談支援事業所・訪問看護等）や委託相談等を組み合わせ、繋がりやすく、カバーしやすい重層的支援体制を区内で構築している。
- ・ 同居者が2名以上の場合には、緊急搬送されない同居者との間で引き継ぎを自宅で行った後、緊急対応がスムーズにできるように各同居者の役割分担を想定し、プランにできるだけ盛り込めるように工夫している。こうすることで世帯・支援関係機関に緊急時のイメージをもってもらいやすくなっている。
- ・ 拠点事業（基幹）主催による個別支援会議（担当者会）は、相談支援事業所に集中支援加算取得の周知をして協力を得られやすくなった。
- ・ 緊急短期入所の受け入れは可でも送迎不可の場合があり、夜間対応の介護タクシーに慣れるため普段からの利用を促している

主な事例

- ・ 知的障害の20代男性。母の特定相談支援事業所が自宅に訪問したところ、母の体調が不良で緊急搬送。支援者で役割分担し、母を特定相談支援事業所と訪問看護が、自宅に残った本人を本人の特定相談支援事業所（夜間は基幹と拠点コーディネーター）が支援した。

- ・ 50代男性。本人の養護者である姉（知的・身体）が自宅で転倒し頭部打撲。姉自ら救急車を呼び、拠点コーディネーターと生活介護事業所にも連絡をしてきた。連絡を受け自宅に訪問し、本人と父の状況確認や生活介護の送迎の調整等を行った。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- ・ 区内関係機関の多くが区地域部会に参加されており、日頃から連携体制の構築や周知・理解促進のために個別訪問しやすい関係性を維持できている。また、相談ルート of の要である区内相談支援事業所の他、登録や相談経路等で事例を通してかかわった関係機関を中心に周知できている。
- ・ 拠点事業の周知時点で事業概要の重要な要素である「親亡き後の不安」「緊急時対応」「体験の場」等の理解促進はできたが、アセスメント前にもかかわらず関係者が「登録対象」との事業紹介をされ、「登録不承認」が統計上増加した。
- ・ 受託前から各事業所へ事前アンケートを実施して可能性のある方の掘り起こしを行い、登録の準備ができていた。しかし、事業所の協力に見合った加算報酬がなく、受託側の都合ではない事情の上での事業の周知説明となり苦心している。

取組

- ・ 登録の期待後に登録不承認となる場合の配慮として、関係機関には事業側に判断を委ねていただけるようアセスメントの重要性の説明を行っている。また、拠点事業のチラシと併せて、相談ルートの案内を作成し、誤解のないように周知できるよう工夫した。
- ・ 面的整備を行う上で、地域への周知の際には制度や加算等を含めて、行政・拠点コーディネーター・基幹等が連携して丁寧に説明する体制ができると受託側としては大変有難い。

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（安佐北区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- ・ 緊急ショートステイについては、自法人の施設から、できる限りの協力が得られる。
- ・ ショートステイなどの社会資源が少ないため、公的サービスによる緊急時の対応が難しい可能性が高い。
- ・ 夜間、祝日は携帯電話 1 台をコーディネーター、基幹センター職員、特定相談の職員計 4 名でローテーションしているため、登録者の情報共有と対応方法に課題がある。

取組

- ・ 知的障害の利用者のケースでは、家族の急変時を想定し、本人自身で助けを求められるように、定期的に電話をかける練習をしている。

主な事例

- ・ 知的障害（50代男性）の本人と父（80代）との 2 人暮らし。近隣との関係は希薄で、民生委員との繋がりも消極的。父が倒れた時を想定し、関係機関との連携フローを作成し、本人が基幹センターへ電話をかける練習を実施中。現在は電話をかけること、父の体調確認の方法には慣れてきているが、自信のない様子があるため、引き続き練習を続けている。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- ・ 区の面積は広く、社会資源が少ない状況にあり、特にヘルパー事業所では人手不足が顕著である。よって、過疎地に住む利用者へのヘルパー派遣が困難な状況となっている。
- ・ 区地域部会では、居宅介護事業所が集まる居宅部会があり、ヘルパー事業所間の連携強化と、少ない資源を効率良く活用していく目的で、昨年度から、事業所の空き状況等の情報を共有する取組みを始めた。

取組

- ・ 民生委員の集まりや地域包括支援センターに周知活動を行うことで、数は少ないが地域生活支援拠点事業の登録に繋がったことがある。
- ・ 他職種を集めた地域生活支援拠点事業報告会を今年度初めて主催し、事業内容の説明や事例を通じたコーディネーターの動きを説明することで、この事業を具体的にイメージ化することができた。
- ・ 報告会参加者を通じ、地域包括支援センターの地区多職種連携会議や育成会研修会へ参加し、事業説明をする機会を得ることができ、波及効果があった。

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（安芸区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- ・バックアップ施設である時計台障害者支援施設が緊急時等受け入れを行っている（入所利用者への負担が課題）
- ・コーディネーター以外の基幹の相談支援専門員が登録者に関わり共有を図ることで支援の体制がスムーズ
- ・同一建物へ相談支援包括化推進員がおり、困難ケース等は連携が取りやすい

取組

- ・早めにグループホームへの入居や入所ができるよう調整を図っている
- ・登録者が増え続けているため、ひとりでの対応・把握が難しくなるため、福祉サービス利用者について、可能な限り、相談支援専門員をつけるように対応している
- ・短期入所を緊急時にすぐ利用できるよう受給者証取得の手続きや通院同行を行っている
- ・親亡き後の生活を見据えて、障害年金の取得申請などの対応を関係機関と連携し行っている

主な事例

- ・グループホームへ3名入居し卒業
- ・親の年金で生活している方の年金受給の手続き
- ・緊急時に短期入所が利用できるよう事前に見学・契約を行い、利用をスムーズに行うことができるよう準備
- ・精神疾患（うつ）の方へ訪問看護を紹介し、専門的なケア開始
- ・ゴミ屋敷への対応（複数の関係機関と連携）

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- ・安芸区外の市町との連携がしやすい（近隣の市町の関係機関が協力的に対応してくれる）
- ・区内にある3ヶ所の地域包括支援センターと連携し、「8050問題」など早期に対応を図っている
- ・安芸区内には相談支援を受けてもらえる相談支援事業所・短期入所事業所がない
- ・子ども関係の支援体制（横の繋がりが少ない）
- ・各事業所の介護人材の不足により、受け入れ体制が困難

取組

- ・安芸地区の相談支援連絡会への出席（広域的な連携をとる体制作り）
- ・熊野町、海田町、府中町の事業所への訪問（関係づくり）
- ・「8050問題」や「ひきこもり」の相談が急増しており、地域包括支援センターやケアマネージャー、民生委員児童委員協議会、民生委員、医療機関等へ積極的に広報活動を行って相談できる体制づくりを行っている
- ・地域の祭りやイベントスーパーマーケットなどへ出展し、広報啓発活動を展開し広く地域生活支援拠点事業への理解、普及に努めている
- ・高齢者関係機関とも連携し、地域包括支援センター主催の研修会や住民との意見交換会などにも参加し、今後の連携のための基盤づくりを行っている

7 地域生活支援拠点等における支援の取組（佐伯区）

①相談、緊急時の受け入れ・対応

現状

- ・利用者や高齢家族にとって、計画相談と合わせて拠点に登録することで緊急時の相談先が増え、安心感に繋がっている。
- ・利用者や高齢家族からするとコーディネーターと計画相談との違いや役割の理解が難しい点がある。

取組

- ・緊急対応プランを作成することにより、利用者、高齢家族の不安の軽減につながっている。
- ・計画相談や福祉サービスにつながっていない利用者、高齢家族にとっては拠点が相談先となり安心感に繋がっている。
- ・家族が抱え込んでしまい、これまで短期入所の利用には消極的だったが、拠点が関わることで緊急時や親亡き後を考えるきっかけとなり短期入所の利用に結び付いたケースがある。

主な事例

- ・知的障害の40代女性(区分4)。70代の母と2人暮らし。早朝に母が急病で緊急搬送された際に、生活介護、計画相談、拠点が連携して支援にあたり、日頃利用している短期入所事業所につなぎ、日中は生活介護に通所することで母の回復まで乗り切ることができた。服薬の内容や家の鍵の管理など関係者で事前把握が不足していたこともあったが、関係者で話し合いながら連携して取り組んだ。緊急時の事前準備の必要性、関係者の役割分担や拠点の役割を明確にしていくことが必要。緊急時の支援は支援者間の役割の線引きが難しいので、日頃から支援者間で顔の見える関係性づくりに取り組み、支援者間の信頼関係や助け合いも大切にして地域生活の支援にあたっていきたい。

②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

現状

- ・障害福祉サービス事業所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターと連携しながら、地域課題の掘り起こしを行い、地域の体制づくりに努めている。
- ・短期入所や日中支援事業所の事業所訪問をして緊急時対応のお願いをして、拠点事業の理解や協力体制の基盤づくりを行っている。
- ・緊急時に短期入所ではなく自宅での生活を希望している利用者も多いが、福祉サービスだけでは対応が難しいこともある。地域の支援、見守り体制も必要となってくるため、行政との連携、地域との関係性づくりや障害についての理解促進が必要となっている。
- ・民生委員児童委員協議会の障がい福祉部会で開催された学習会に参加し拠点事業の説明を行った。

取組

- ・高齢家族の支援者や福祉サービス事業所の方からの相談が増えてきている。
- ・相談支援専門員からも拠点と連携して緊急時の支援にあたっていきたいという相談が増えている。
- ・福祉サービス事業所は責任者が異動などで変わることもあり、顔の見える関係性が築きにくいこともあるので定期的な挨拶回りをしていく必要がある。
- ・引き続き、障害福祉関係だけでなく、高齢分野や地域へ広報を行い、利用者や高齢の家族が抱えている問題を共有して各機関と連携を取り、地域全体で支えるサービス提供体制の構築につなげていきたい。

8 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

相談・緊急時の受け入れ・対応

- ・ 事前登録した障害者等について、コーディネーターが支援機関と連携し、障害者等の情報や緊急時の対応プランの共有、障害者等に平時から見学や体験利用の機会を提供する等、緊急事態に備える支援を促す 将来を見据え予防的に取り組む
- ・ 事前登録がない障害者等の支援体制についての検討や準備
障害福祉サービス未利用など潜在的なニーズがあっても支援に繋がらない障害者等の把握に努め、事前登録や障害福祉サービスなどの利用など繋がりをつくる等

地域の体制づくり（連携体制の構築等）

- ・ 緊急時の対応や受入機能を強化するため、受入機関だけでなく障害者等を支える様々な資源と有機的な連携ができるよう、ネットワークの形成やその強化を図る
- ・ 地域住民や地域団体、社会資源、介護保険や高齢者などの複数の関係機関に周知するとともに、個別の取組の積み重ねにより構築される信頼関係を活かし、連携体制（顔の見える関係、信頼できる関係をつくる）を構築する。
- ・ 区自立支援協議会地域部会において、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携を行い、地域に即した支援体制づくりを進める。

その他

- ・ 拠点等の障害福祉サービスの報酬（加算）の整備、地域移行支援のための体制整備

参考 障害者総合支援法（市町村の地域生活支援事業）

○法第 77 条第 3 項

市町村は、第 1 項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの**相談に応じる**とともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条 第 1 項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との**連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業**
- 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供する**とともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの**相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業**
- 三 前 2 号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する**人材の育成及び確保**その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために**必要な事業**

○法第 77 条第 4 項

市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、**地域生活支援拠点等**（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する 体制をいう。）を**整備**するものとする。